

介護認定調査点検員を募集しています！

採用予定人数：1名

勤務日数：1週間当たり4日勤務 ※相談に応じます。

勤務地：高齢者支援課

採用基準：地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」
としての採用

任期：令和7年随時～令和8年3月31日まで

※翌年度も同様の職が設定され、人事評価の結果
が良好な場合、再任用される場合があります。

その他の詳細：『令和7年度 会計年度任用職員（パート職員）
募集案内（介護認定調査点検員）』をご参照くだ
さい。

介護認定調査点検員の仕事とは？

① 認定調査票の点検

介護認定調査員には、対象者の介護の手間
を、全国一律の方法によって適正かつ客観的
に評価していただき、その評価の根拠を特記
事項として作成していただいています。



介護認定調査点検員は介護認定調査員に行っていた
いた、認定調査74項目の各評価と特記事項に誤りや不整
合はないか、更に介護認定審査会委員に伝わりやすい内容
となっているかを点検し、必要に応じて介護認定調査員へ
の確認及び修正を行っていただくお仕事です。認定調査票
を介護認定審査会資料として作成する過程において、とて
も重要な作業です。

② 介護認定調査員の指導

①の認定調査票の点検作業において、評価の適正な選択
や、対象者の情報が介護認定審査会委員に伝わりやすい特
記事項の記入方法について等を、介護認定調査員に伝えて

いただきます。この作業は，更新申請における認定調査の一部を外部の居宅介護支援事業所等に市が委託していますので，柏市の介護認定調査員と委託先の介護認定調査員に同様に行っていただきます。

しかしながら，国が定める評価の選択定義に当てはまらないケースが多々あり，介護認定調査員は日々，評価の選択に悩まれています。そこで，介護認定調査点検員には，介護認定調査員の選択の悩みを吸い上げ，介護認定調査員より調査状況を詳細に聞き取り，介護認定調査員とコミュニケーションをとりながら，最も適正と思われる評価を介護認定調査員と共に導き出す作業を行っていただくこととなります。

困難な事例や判断が必要な事柄は認定審査担当職員も共に検討し決定していきます。

また，市において新規に採用した介護認定調査員の育成（同行調査・特記事項作成指導等）も行っていただきます。

介護認定調査点検員には，このような過程を通して，市及び委託先の介護認定調査員の認定調査スキルの維持向上のための業務を担っていただきます。

③ 介護認定調査員研修の企画・実施

柏市では認定調査スキルの向上のため，委託先の介護認定調査員を対象に，以下の市主催の認定調査員研修を毎年実施しています。

- ・ 介護認定調査員新規研修
- ・ 介護認定調査員フォローアップ研修
- ・ 介護認定調査現任研修



介護認定調査点検員には，認定審査担当職員と共に，上記の各研修の内容の検討・企画及び講師を行っていただきます。研修内容等に係る最終決定（起案・決裁）は市職員が行いますが，介護認定調査点検員には研修内容を充実させるために，研修内容の検討にあたり，認定調査のスキルを発揮していただくことを期待しています。

更に，今後は，市の介護認定調査員研修も定期的に実施

していきますので，同様に内容の検討・企画を行っていただきます。

④ 要介護認定に伴う緊急調査

早急に介護サービスを必要とする被保険者の方の緊急調査及び認定調査票の作成を行っていただきます。

市が緊急を要すると判断した場合には，申請日当日から認定調査が可能としていますので，当日または即時の調査依頼にも対応していただきます。

また，市の介護認定調査員の緊急時の代替調査も行っていただきます。

⑤ 要介護認定全般に係る受電・架電・窓口対応・パソコン入力

認定調査票の点検作業に係る介護認定調査員への確認のための架電及び受電の他，要介護認定全般に係る架電・受電や窓口対応及び介護認定システムへの入力を行っていただきます。

但し，困難な事例や判断を必要とする内容に関しては認定審査担当職員が行いますので，その引き継ぎを行っていただきます。



時間外勤務はあるの？

原則として時間外勤務はありません。ただし，作業の進捗状況によっては，市から依頼する場合があります。

また，各作業においての進捗管理や最終判断は市職員が行いますので，認定審査担当職員と連携しながら業務を遂行していただきます。

柏市の認定調査スキルの維持・向上のために、
これまで培われた認定調査スキルを発揮してご
尽力いただける方を募集しています。

ご興味のある方はお気軽にお問い合わせくだ
さい！お待ちしております！！

高齢者支援課 認定審査担当

